

#### コンサルティング料の返還規定

弊社が紹介した求職者が、本人の責めによる解雇又は自己都合により退職した場合は、コンサルティング料の一部を、次の各号に定める期間に応じ求人企業に返還するものとする。

なお、解雇又は退職の理由は、求人企業の就業規則によるものとする。

- ① 入社日より起算して1ヶ月以内で退職した場合・・・コンサルティング料の50%
- ② 入社日より起算して3ヶ月以内で退職した場合・・・コンサルティング料の25%